

2022'  
9月



9日発行

〒386-0005 長野県上田市古里 692-2  
TEL : 0268-22-7615  
FAX : 0268-22-7617  
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp  
URL : https://www.koa-g.com

### 2022年10月の予定

- ・税務署長から特別農業所得者への令和4年分予定納税額の通知 (15日迄)
- ・個人住民税第3期分の納付
- ・労働保険料第2期分の納付

(労働保険事務組合委託  
の場合は11/14)



### 2022年11月の予定

- ・所得税予定納税額の減額承認申請 期限 15日迄
- ・所得税予定納税額第2期分の納付
- ・特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- ・個人事業者(中間申告が年3回)の消費税・地方消費税の中間申告と納付 以上の期限 30日迄
- ・「税を考える週間」(11日~17日迄)
- ・個人事業税第2期分の納付

| 2022年 10月 |    |    |    |    |    |    |
|-----------|----|----|----|----|----|----|
| 日         | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|           |    |    |    |    |    | 1  |
| 2         | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  |
| 9         | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16        | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23        | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30        | 31 |    |    |    |    |    |

| 2022年 11月 |    |    |    |    |    |    |
|-----------|----|----|----|----|----|----|
| 日         | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|           |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6         | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13        | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20        | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27        | 28 | 29 | 30 |    |    |    |

## 最近思うこと

22' September

税理士法人 小山会計 代表 小山秀喜

財務省は先月、令和3年度一般会計税収の決算額を公表した。それによると決算額は、前年度比10.2%増の6兆7兆379億円、過去最高だった前年の6兆8216億円を6兆2163億円上回り、二年連続で過去最高を更新したとのことである。

それはコロナ禍からの景気回復により、所得税、法人税、消費税の基幹3税がいずれも増収であり、内訳をみると、所得税が11.1%増の2兆1兆3822億円、前年度比2兆1924億円上回り、これは「好調な企業収益を背景とした配当税収の増加と雇用・賃金の緩やかな増加による給与税収の増加等」とし、法人税は、同21.4%増の1兆3兆6428億円で、前年度よりも2兆4082億円増加、これは世界経済の回復に伴う需要増や円安による輸出企業の収益の増加、そして消費税は、個人消費の持ち直しの他輸入増加により、4.4%増の2兆1兆8886億円で、前年よりも9172億円増加したとのことである。

しかしながら、皆様どう感じているでしょうか！景気回復の実感はあるのでしょうか？私は、税金を計算する立場にあります、が、まったく景気回復の実感がありません。

各種基幹の税金は、所得(収益から費用を差し引いた利益)を土台にして計算していますので、税収の増加イコール利益の増加にほぼ等しいですが、とても景気回復による利益の増加とは思えません。

私もが関与させていただいている中堅中小企業は先行きの見通しがつかないために積極的な設備投資を控え、かつ燃料費はじめ諸資材費等の値上げを吸収するために経費の節減に努力し、諸物価高騰による社員の方々の生活を守るために少しでも給与を上げる努力をし、ただし将来の不安が残るために内部留保をしているのが現実です。国民個人も将来の人生設計が立たないために一部の方は結婚もせず子供も増やさず将来不安のために極力貯蓄しているのが現実ではないでしょうか。企業も個人もあらゆる外的な要因(コロナ・ロシアウクライナ戦争・中国台湾問題・為替問題・自然災害等)そして内的な要因(人材不足・各種法的な規制の強化・老後年金問題・財政問題・インフレ問題等)あらゆるリスク要因に向かつて対処していかなければなりません。

不安要因が山積みになっております。果たして不安要因を払拭することは可能でしょうか。何か真実が隠されているから、そして表面上の情報を信じていることができないから、ますます不安を感じるのではないのでしょうか。今抱えている問題を包み隠さず、すべて明らかにして、多少の苦難を伴って将来に対して明るい未来を描ける、国として政治家を信頼して未来を託せる、そんな日が一日でも早く訪れることを、切に祈っております。(以上、あくまでも私見によることを申し添えさせていただきます。)



## 第2回 不動産の相続について

相続手続支援センター東信では、相続に関するご相談をお受けしています。専任相談員の岩下さんに数回にわたって相続手続に関するあれこれを伺っています。第2回目の今回は、不動産の相続についてです。



岩下博明 行政書士  
相続手続支援センター東信専任相談員

（櫻井）私の知人で、親からの相続の準備にあたり、兄弟で相続することになりそうなので、不動産の相続について聞きたい人がいます。

（岩下）相続財産のうち不動産は現金・預貯金に比べ分割が難しいケースが多いですね。

**不動産は分割が**

**困難なケースが多い**

それはなぜでしょうか？

まず一つ目には、現金・預貯金に比べ分けにくい資産であること。二つ目には、相続税がかかる場合の納税負担や名義変更

更時の登記費用、相続後の固定資産税など金銭的な負担が生じること。三つ目には、山林など、維持管理が大変で誰も欲しがらない土地が含まれる場合があることなどが主な理由です。

相談者である私の知人の場合は、相続する不動産としては、自宅の宅地と建物、田畑などの農地です。

どのような物件があるかは、市町村から毎年送られてくる固定資産税の通知書を見ればよいですか？

固定資産税の通知書には、

固定資産税が課税となる不動産しか載りません。課税とらない墓地や公衆用道路などが存在することがあるので注意が必要です。市町村の窓口で取得できる「名寄帳」で確認ができるので一度取得してみると良いですね。

**不動産は「名寄帳」**

**で確認する**

名寄帳で対象の物件を確認したとして、相続税を試算するにあたっての評価はどう考えれば良いのですか？

土地と建物とで評価の仕方が異なります。

土地は所在地により「路線価方式」「倍率方式」という方法が指定されています。

路線価方式は、主に市街地に適用され、該当土地の道路に面している標準的な宅地の1㎡あたりの単価を基準に土地の形状・利用状況を勘案して計算します。

また倍率方式は、主に郊外の

土地に適用され、固定資産税の評価額に地目ごとの倍率を乗じて計算します。いずれの方法が適用されるかは国税庁のホームページ等で確認できますね。

郊外にある農地なので、そもそも固定資産税は大して払っていないのですが、相続税の評価としては固定資産税の課税通知書にある金額がそのまま適用されるのではないのですか？

そう思われる方が多いのですが、相続税の評価では、路線価を基にした評価や倍率を掛けた金額で評価するので注意が必要です。固定資産税の評価額を相続税の評価額と思い込んで相続税はかからないだろうと考えていたら、実は相続税の課税対象だったというケースもあります。

**土地の固定資産税の評価額は、相続税の評価額ではないことに注意！**



農地や宅地で固定資産税が違  
うことは知っていましたが、正  
しく把握しておかないと不安で  
すね。対象の土地が「路線価」  
地域が「倍率」地域か、まずは  
調べてもらいます。

一方、建物の評価は、自用の建  
物であれば、固定資産税の評  
価額が相続税の評価額になり  
ます。

そういえば貸している土地もあ  
るのですが、土地や建物を貸し  
ている場合は、評価が異なるの  
ですか？

不動産を貸している場合には、  
利用状況によって貸地・貸家建  
付地・貸家の評価減がありま  
すね。反対に土地を借りている  
場合は、借地権という権利が  
生じることもありますので、評  
価がどうなるのか確認してみ  
る必要がありますね。

## 土地の評価額は

### 毎年変わる

評価額は毎年変わらないので  
すか？

土地の評価額は毎年変わるの  
で注意が必要です。その年の路  
線価や評価倍率は毎年7月

に発表されます。相続時の評  
価は被相続人が亡くなられた  
年の評価額を用いますので、間  
違えないようにしたいですね。

## 令和6年4月から

### 相続登記が義務化

その他に不動産に関して気を  
付けておきたいことはありま  
すか？

共有名義になっている不動産  
や、相続手続をしておらず祖  
父や祖母の名義のままになって  
いる不動産などは、相続の時に  
苦労するケースも見受けられ  
ます。また、令和6年4月より  
相続登記が義務化され、制度  
も始まりますので、あらかじめ  
必要な対策を検討してスミーズ  
に相続手続ができるように備  
えておきたいですね。



(聞き手) 櫻井雅文  
(税) 小山会計 リスク対策室保険担当



素人には分らないことが多いよ  
うですが、相続手続支援センタ  
ーにお願いすれば教えていた  
けますか。

初回のご相談は、無料でお受  
けしていますので、お気軽にお  
声掛けください。

ありがとうございます。相談  
者に伝えておきます。

今回のテーマである不動産の相  
続も含め、相続に関する様々  
なお悩みに対応しております。  
**初回のご相談は無料**でお受  
けしておりますので、お気軽に  
相続手続支援センターへご連絡  
ください。

相続手続支援センター東信では、下記のような相続に関する幅広いサービスを提供しています。



- ・死亡後の相続手続のサポート
- ・生前相続あんしんプランの作成
- ・遺言書作成のサポート
- ・公正証書遺言の立会 等々



～まずはお気軽に ご相談ください～

 **相続手続支援センター® 東信**

〒386-0005 長野県上田市古里692番地2

TEL : 0268-25-6789 / FAX : 0268-22-7617

相続手続支援センター東信は相続手続支援センターの支部会員です。

# 民法改正に伴う身元保証契約の記載内容の変更と実務への影響について

## 1. 身元保証契約とは

身元保証契約は、主に、企業が従業員を採用する際に身元保証書を従業員の親族や知人などから受領することにより締結されるのが一般的でした。身元保証契約を取り交わすメリットは、①スクリーニング機能（自社の採用基準に満たない人材がいらないか応募者をふるいにかけること）、②従業員の能力・資質の担保、③従業員が問題行為を起こすことの抑止効果、④従業員が会社に損害を負わせた際の身元保証人からの債権回収、⑤従業員に何かあった場合の情報収集・情報交換に活用することができること、などが挙げられます。

## 2. 令和2年4月施行の身元保証に関連する改正民法の概要

改正民法により、**令和2年4月以降に締結された身元保証契約は、身元保証人が個人の場合には極度額（保証人が負担すべき額の上限）を書面または電磁的記録で明記することが義務付けられ、当該記載がない身元保証契約は無効となりました（改正民法465条の2、446条）。**

このことを踏まえ、現在、大半の企業が極度額を記載する形で身元保証書の書式を変更しています。企業の対応を大まかに類型化すると、下記の通りとなります。

- ・ケース① 具体的な金額を記載するケース  
例「身元保証人の責任は金500万円を上限とする」
- ・ケース② 月収から換算するケース  
例「身元保証人の責任は月額基本給の6か月分給与を上限とする」
- ・ケース③ 年収から換算するケース  
例「身元保証人の責任は年収の2年分相当額を上限とする」



「極度額は「〇〇円」などと明瞭に定めなければならない」とされており、今回の改正の趣旨（将来的に保証人が想定外の債務を負うことの抑止）をも鑑みれば、ケース②およびケース③については、「但し、金〇〇円を上限とする」との一文を追加し、身元保証人が負うべき責任の範囲を明確化することが望ましいといえます。

## 3. 極度額を明記することによる実務への影響

極度額が明記されることになったことにより、身元保証書に記載された金額にネガティブな印象を持ち、個人の身元保証人が身元保証契約の締結に難色を示すケースが散見されます。採用企業は保証人のなり手が不足している中で、極度額の設定（金額が少な過ぎると実際に従業員が会社に損害を負わせた場合に身元保証人に請求ができないため、実効性のある金額にしたいが、他方で、身元保証人が負担を感じない極度額とする必要があり、極度額をいくらとするかが悩ましい）に苦慮している企業が多いようです。

## 4. 機関保証事業者の台頭と今後の見通し

昨今、身元保証契約において、機関保証事業者（保証会社自体が保証を引き受け、その対価として保証委託料を得る業態）が台頭してきています。個人が身元保証人である場合と比べ、従業員が会社に損害を負わせた場合には機関保証事業者が代位弁済を行いますので、企業側は債権回収が非常に容易になります。核家族化、身元保証人のなり手不足等によって、ますます身元保証書の提供が困難になることは明らかです。安定的な事業運営を考えた場合に、従業員の問題行動抑止力としても機能してきた身元保証制度を撤廃することには、慎重な判断が必要となります。身元保証を専門に取り扱う機関保証事業者の利用を含めて、事業体にあった身元保証制度を確立することが急務といえるでしょう。

（株式会社 日本法令 ビジネスガイド 2022年9月号抜粋）

# 令和4年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
- ・ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
- ・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
- ・ 年度の途中から保険料率が変わりますので、ご注意ください。

## <令和4年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

### ○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

| 事業の種類             | 負担者 | ①<br>労働者負担<br>(失業等給付・<br>育児休業給付の<br>保険料率のみ) | ②<br>事業主負担                |                  | ①+②<br>雇用保険料率 |
|-------------------|-----|---------------------------------------------|---------------------------|------------------|---------------|
|                   |     |                                             | 失業等給付・<br>育児休業給付の<br>保険料率 | 雇用保険二事業<br>の保険料率 |               |
| 一般の事業             |     | 3/1,000                                     | 6.5/1,000                 | 3/1,000          | 9.5/1,000     |
| (3年度)             |     | 3/1,000                                     | 6/1,000                   | 3/1,000          | 9/1,000       |
| 農林水産・※<br>清酒製造の事業 |     | 4/1,000                                     | 7.5/1,000                 | 4/1,000          | 11.5/1,000    |
| (3年度)             |     | 4/1,000                                     | 7/1,000                   | 3/1,000          | 11/1,000      |
| 建設の事業             |     | 4/1,000                                     | 8.5/1,000                 | 4/1,000          | 12.5/1,000    |
| (3年度)             |     | 4/1,000                                     | 8/1,000                   | 4/1,000          | 12/1,000      |

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

### ○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

| 事業の種類             | 負担者 | ①<br>労働者負担<br>(失業等給付・<br>育児休業給付の<br>保険料率のみ) | ②<br>事業主負担                |                  | ①+②<br>雇用保険料率 |
|-------------------|-----|---------------------------------------------|---------------------------|------------------|---------------|
|                   |     |                                             | 失業等給付・<br>育児休業給付の<br>保険料率 | 雇用保険二事業<br>の保険料率 |               |
| 一般の事業             |     | 5/1,000                                     | 8.5/1,000                 | 5/1,000          | 13.5/1,000    |
| 農林水産・※<br>清酒製造の事業 |     | 6/1,000                                     | 9.5/1,000                 | 6/1,000          | 15.5/1,000    |
| 建設の事業             |     | 6/1,000                                     | 10.5/1,000                | 6/1,000          | 16.5/1,000    |

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。





# 「自分の人生の中で大切にしている言葉」



瀧澤 零士

私は、今月でちょうど 20 歳を迎えます。

そこで、この 20 年間の人生の中で、私が大切にしている言葉を紹介しようと思います。

1 つ目は、ローマ帝国の政治家、哲学者、詩人であるルキウス・アンナエウス・セネカの名言でもある、「もし君が人に愛されようと思うなら、まず君が人を愛さなければならない。」という言葉です。

私は前まで「相手がいけない」「自分は悪くない」と思い、人の悪口などよく言っていました。ですがこの言葉を聞いたとき、心を打たれ愛し愛される人間になろうと思い生活をしてきました。私的に「愛」とは、相手への思いやりや感謝の気持ちを伝えることだと考えています。思いやりや感謝の気持ちを伝えることは、子供のうちはできても大人になっていくうちにだんだんできなくなってしまうものです。日々のあいさつや感謝の言葉など「当たり前だから」「常識だから」やるのではなく、相手のことを思い行うことで、今よりも良い関係になると思います。

2 つ目は、「継続は力なり」という言葉です。

私は子供の頃、体が弱く何度も入院していました。体を強くするため 4 歳の時に総合格闘技を始め、引退する 14 歳まで毎日欠かさずトレーニングを行いました。その結果として、体は見違えるほど強くなり、おまけとして 2 段まで昇格、全国大会では優勝し、MVP を 3 度獲得することができました。これらを達成できた要因は、物事を継続したからだと思います。



何かを継続することは難しいことです。だからこそ、やることに意味があると私は思います。初めは些細なことでもいいので、皆様も何かを継続されてみてはいかがでしょうか。

## 長野県の最低賃金が令和4年10月1日から改正されます！

### 編集後記

あんなに暑かった夏も終わり、もう季節は秋ですね。「食欲の秋」といわれるのは、秋が多くくの農産物の収穫時期だからだそうです。特に食用キノコの最高級品である「マツタケ」は、秋になったら一度は食べてみたいなあと思ってしまう秋の味覚です。今では「高級なキノコ」というイメージのあるマツタケですが、実は昔はとても安く、一般の人が普通に食べていたそうです。国産マツタケの平均市場価格は、近年では1キロあたり約7〜8万円ですが、1965年では、1キロあたり約1,590円で、市場価格では1本あたり80円であり、干しシイタケよりも安いキノコだったそうです。しかしマツタケの生産量は近年、1965年当時のわずかに5%となり、非常に減少してしまいました。それは何故か。マツタケは栄養が少なく土を好みます。上に落ち葉や枝が沢山あつて栄養が多すぎる土では、他のキノコやカビがいつぱい発生してしまい、マツタケは生存競争に負けてしまうからです。戦後間もない頃、人々は山で落ち葉や枝を拾い、それを燃料にして煮炊きをしていたので、落ち葉や枝は自然と減っていました。1953年頃からプロパンガスが普及し始め、それによって簡単に火を起こすことが可能となり、人々は落ち葉や枝を拾わなくなり、プロパンガスが普及したことにより、落ち葉や枝が多く、土の栄養が豊かな山が多くなり、マツタケは他のキノコやカビに生存競争で負けてどんどん減少し、その価格が高騰していききました。生存競争に弱いかこそ、逆にマツタケには希少価値や魅力があるのかもしれないですね。(編集担当 荻原)

時間額 **908円**  
(改正前 877円)



長野県内の事業場で働くすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

なお、計量器等製造業、はん用機械器具等製造業、各種商品小売業、印刷・製版業で働く労働者には、

**特定（産業別）最低賃金**が適用されますので、詳細は長野労働局HP等でご確認ください。